

農業委員会だより

令和6年9月発行



写真：雲仙市（南串山町尾登）

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決定しました！

就任あいさつ

雲仙市農業委員会
会長 林田 剛



初秋の候、時下ますます清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、8月に開催された委員改選後の臨時総会において、農業委員会会長を拝命しました。

ご承知のとおり農業を取り巻く情勢は大変厳しいものがあり会長として責務の重大さに改めて身が引き締まる思いです。

雲仙市の基幹産業である農業を守り育てていくため、喫緊の課題である農業者の高齢化や担い手不足はもちろん、必須業務となった担い手への農地集積や遊休農地対策など農地利用最適化の推進に向け農業委員と推進委員が互いに協調協働して取り組んでまいります。

また、産業全体の変化に対応しつつ、注視して本会の運営に努めてまいりますので、引き続き皆様方より一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

P 2～P 3に新しい農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介しております。

編集・発行

雲仙市農業委員会

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名7 1 4 番地

■電話0957-38-3111（代表）0957-47-7851（直通）

■FAX0957-38-3205

～新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決定しました～

農地のことでお困りの際は、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農業委員の主な業務

- ・市内全域の農地の権利移転や転用等の許認可審議及び現地調査
- ・市内全域の農地利用最適化推進に係る指針の作成、変更及び推進活動
- ・その他農業に関する調査など

農地利用最適化推進委員の主な業務

- ・担当区域内的農地の権利移転の現地調査
- ・担当区域内的農地利用最適化推進を図るための活動
- ・その他農業に関する調査など

農業委員の紹介（敬称略・出身町）

任期：令和6年8月1日～令和9年7月31日



会長 林田 剛
千々石町



会長代理 東 康敬
瑞穂町



中川 寛美
国見町



前田 辰己
国見町



小田 伸吾
国見町



小筏 正治
国見町



坂本 博
瑞穂町



内田 弘幸
吾妻町



中立委員 山崎富士子
吾妻町



馬場 保
吾妻町



笠原 勝
吾妻町



鶴崎 高幸
愛野町



松尾 茂敏
愛野町



田浦 則利
千々石町



宮崎 芳守
小浜町



栄木 正孝
小浜町



井出 真吾
小浜町



田島 真一
南串山町



山崎 正典
南串山町

退任された農業委員 （敬称略）

- △徳永 玉鏡 △本田 浩
△池田 兼三 △森崎 茂徳
△草野 英治 △草野 有美子

農地利用最適化推進委員の紹介 (敬称略・担当区域)

任期：令和6年8月1日～令和9年7月31日

国見町

多比良



村里 英憲

多比良



吉田 勝

土黒



前田 武

土黒



宮原 靖昌

神代



永野 政光

神代



上田 泰秀

吾妻町

守山



藤里 幸善

守山



前田 勇

瑞穂町

西郷



小田 清吾

西郷



樫澤 公昭

伊福



水元 直子

古部



佐藤 修

吾妻町

山田



岩永 哲朗

山田



荒平 哲実

山田



彌富 秀寛

南串山町

甲・乙



増田 知宏

丙



渡部 学

丙



本田 健吾

愛野町

甲



宮崎 正秋

乙



西山 八郎

千々石町

甲・乙



吉岡 嘉伸

丙・丁



町田 義彦

戊・己



山本 一也

庚



城戸 正幸

小浜町

富津・北野



馬場 洋二

北本町・南本町
雲仙



金井 吉晴

北木指・南木指



元村 孝太郎

木場・大亀
山畑



藤本 善平

金浜・飛子



松島 昭彦

退任された農地利用
最適化推進委員
(敬称略)

△横田 耕三 △小田 伸吾
△前田 和徳 △日迫 正幸
△田浦 則利 △町田 千里
△岩永 政吉 △金澤 宏
△井出 真吾

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び所有権移転制度の終了（R7.3.31）について【ご注意ください！】

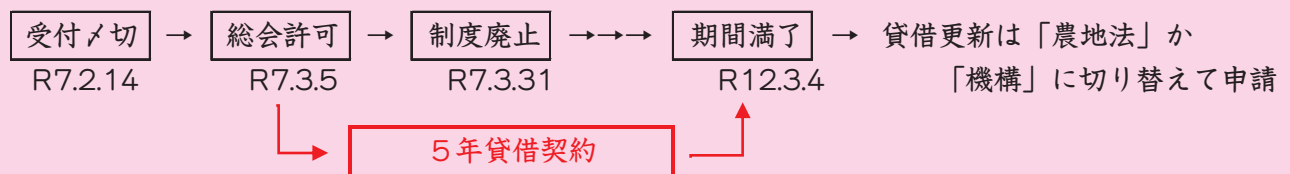
令和4年5月の法改正により、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借（利用権設定）と農地の売買（所有権移転）の制度は、令和7年3月31日で終了となります。

よって、この基盤強化法による農地の貸借（更新含む）と売買の手続きともに、雲仙市においては令和7年2月14日までの受付となりますので、ご注意ください。（令和7年3月5日総会上程分）〔以後は受付不可〕

また、令和7年3月5日総会までに許可を受けた基盤強化法による農地の貸し借りは、令和7年4月以降も有効ですが、その貸借期間が終了する時、この基盤強化法による利用権設定での再更新はできません。

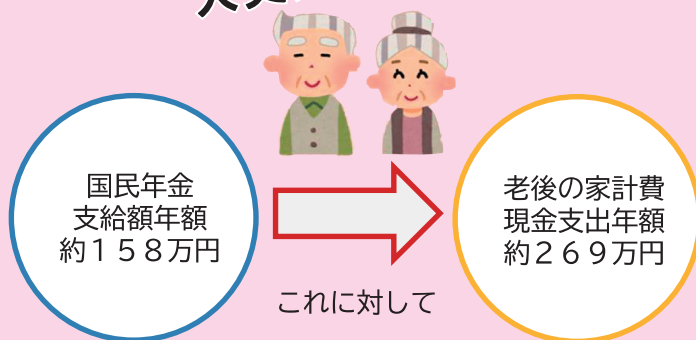
令和7年4月1日以降の農地の貸借と売買については、「農地法」での申請または「農地中間管理機構」を通じた申請になります。

例）基盤強化法による5年貸借の場合



～安くて豊かな老後のために！ 農業者年金に加入しましょう～

老後の備えは
大丈夫ですか？



国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万6千円 夫婦合わせて月額約13万円です。

しかし、高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は現金支出で月額約22万4千円です。（令和3年総務省家計調査を基に推計）

このように、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活は自分で準備する必要があります！

★農業者年金の3つの特徴★

- ①農業に従事する方なら広く加入できます！
 - 年間60日以上農業に従事する
 - 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
 - 20歳以上65歳未満の方（65歳以上は国民年金の任意加入被保険者）
- ②税制上の優遇措置！

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税等の節税につながります！

（支払った保険料の15%～30%程度が節税になります）
- ③保険料の国庫補助があります！

認定農業者など一定の要件を備えた“意欲ある担い手”には保険料（月額2万円固定）の2割、3割、5割の国庫補助があります。（最長で20年）

全国農業新聞 全国農業新聞を読んでみませんか！

発行日：月4回金曜日

購読料：月額700円

申込み：雲仙市農業委員会へ

◎農業や農政の動きを分かりやすく解説！

◎先進技術や新製品、新品種をいち早く紹介！

◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！